

議案第10号

朝来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
朝来市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和3年3月3日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）における各種介護保険サービス等の給付費見込額に基づき、同法第129条による当該事業計画期間における介護保険料額を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市介護保険条例の一部を改正する条例

朝来市介護保険条例（平成17年朝来市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関して、必要な」を「関し必要な」に改める。

第4条を次のように改める。

（保険料率）

第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（以下「保険料」という。）とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 36,000円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 50,400円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 54,000円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 64,800円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 72,000円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 86,400円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 93,600円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 108,000円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 122,400円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 126,000円

2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、120万円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は、210万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は、320万円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は、420万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず21,600円とする。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「32,400円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

第7条第1項中「。以下「地方税法」という。」を削る。

第8条第1項中「納入通知書の交付」を「納入の通知」に改める。

第10条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

第13条中「4月15日」を「4月15日まで」に、「15日以内) までに」を「15日以内) に」に、「非課税者」を「課税者」に、「第317条の6第1項又は第3項」を「第317条の6第1項又は第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の朝来市介護保険条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

議案第10号資料

朝来市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護保険事業の実施に<u>関して</u>、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(保険料率)</u></p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（以下「保険料」という。）とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者</u> 39,480円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 55,272円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 59,220円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 71,064円</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 78,960円</p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者</u> 94,752円</p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者</u> 102,648円</p> <p>(8) <u>令第39条第1項第8号に掲げる者</u> 118,440円</p> <p>(9) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者</u> 134,232円</p> <p>(10) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者</u> 138,180円</p> <p>2 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は、200万円とする。</u></p> <p>4 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定め</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護保険事業の実施に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(保険料率)</u></p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（以下「保険料」という。）とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者</u> 36,000円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 50,400円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 54,000円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 64,800円</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 72,000円</p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者</u> 86,400円</p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者</u> 93,600円</p> <p>(8) <u>令第39条第1項第8号に掲げる者</u> 108,000円</p> <p>(9) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者</u> 122,400円</p> <p>(10) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者</u> 126,000円</p> <p>2 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は、210万円とする。</u></p> <p>4 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定め</u></p>

る額は、300万円とする。

5 平成30年度から令和2年度までの令
第39条第1項第9号イの市町村の定め
る額は、400万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険
者についての保険料の減額賦課に係る
平成30年度における保険料率は、同号
の規定にかかわらず35,532円とする。

7 第1項第1号に掲げる第1号被保険
者についての保険料の減額賦課に係る
令和元年度及び令和2年度の各年度に
おける保険料率は、同号の規定にかか
わらず、令和元年度においては29,616
円とし、令和2年度においては23,688
円とする。

8 前項の規定は、第1項第2号に掲げ
る第1号被保険者についての保険料の
減額賦課に係る令和元年度及び令和2
年度の各年度における保険料率につい
て準用する。この場合において、前項
中「29,616円」とあるのは「45,408円」
と、「23,688円」とあるのは「35,532円」
と読み替えるものとする。

9 第7項の規定は、第1項第3号に掲
げる第1号被保険者についての保険料
の減額賦課に係る令和元年度及び令和
2年度の各年度における保険料率につ
いて準用する。この場合において、第
7項中「29,616円」とあるのは「57,252
円」と、「23,688円」とあるのは「55,272
円」と読み替えるものとする。

(普通徴収の特例)

第7条 保険料の額の算定の基礎に用い
る市民税の課税非課税の別又は地方税
法(昭和25年法律第226号。以下「地方
税法」という。)第292条第1項第13号
に規定する合計所得金額が確定しない
ため当該年度分の保険料の額を確定す
ることができない場合においては、そ
の確定する日までの間において到来す
る納期において徴収すべき保険料に限
り、第1号被保険者について、その者
の前年度の保険料の額を当該年度の当
該保険料に係る納期の数で除して得た
額(市長が必要と認める場合において

る額は、320万円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの令
第39条第1項第9号イの市町村の定め
る額は、420万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険
者についての保険料の減額賦課に係る
令和3年度から令和5年度までの各年
度における保険料率は、同号の規定に
にかかわらず21,600円とする。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げ
る第1号被保険者についての保険料の
減額賦課に係る令和3年度から令和5
年度までの各年度における保険料率に
ついて準用する。この場合において、
前項中「21,600円」とあるのは、「32,400
円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲
げる第1号被保険者についての保険料
の減額賦課に係る令和3年度から令和
5年度までの各年度における保険料率
について準用する。この場合において、
第6項中「21,600円」とあるのは、
「50,400円」と読み替えるものとする。

(普通徴収の特例)

第7条 保険料の額の算定の基礎に用い
る市民税の課税非課税の別又は地方税
法(昭和25年法律第226号)第292条第
1項第13号に規定する合計所得金額が
確定しないため当該年度分の保険料の
額を確定することができない場合にお
いては、その確定する日までの間にお
いて到来する納期において徴収すべき
保険料に限り、第1号被保険者につい
て、その者の前年度の保険料の額を当
該年度の当該保険料に係る納期の数で
除して得た額(市長が必要と認める場
合においては、当該額の範囲内におい

は、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として徴収する。

2 (略)

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第8条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

2 (略)

(保険料の督促手数料及び延滞金)

第10条 この条例に定めるもののほか、保険料の督促手数料及び延滞金に関しては、朝来市税条例(平成17年朝来市条例第76号)の定めるところによる。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)までに、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の非課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき、地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給

て市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として徴収する。

2 (略)

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第8条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

2 (略)

(保険料の督促手数料及び延滞金)

第10条 保険料の督促手数料及び延滞金に関しては、朝来市税条例(平成17年朝来市条例第76号)の定めるところによる。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき、地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第4項の給与

与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。